

長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関する条例

〔平成17年3月22日〕
〔長崎県条例第5号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第59条第2項の規定に基づき、法第7条の規定に基づき設立する長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の引継ぎに係る内部組織)

第2条 長崎県公立大学法人への職員の引継ぎに係る法第59条第2項に規定する条例で定める県の内部組織は、次に掲げるものとする。

- (1) 長崎県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成17年長崎県条例第6号。以下「整備条例」という。）第4条の規定による廃止前の長崎県立大学条例（昭和41年長崎県条例第48号）第1条第1項に規定する長崎県立大学（事務局、教務部及び附属図書館を除く。）
- (2) 整備条例第4条の規定による廃止前の県立長崎シーボルト大学条例（平成10年長崎県条例第30号）第1条第1項に規定する県立長崎シーボルト大学（事務局、教務部及び附属図書館を除く。）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第35号で平成17年4月1日から施行）